

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
106	27年 10月30日	27年 11月18日	銀行等による保険募集 に関する弊害防止措置 等の実効性確保	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立って弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全である」と言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁
107	27年 10月30日	27年 11月18日	法人における従業員等 に対する生命保険募集 に関する消費者保護 ルールの維持	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁
108	27年 10月30日	27年 11月18日	保険会社本体による付 随業務の拡大・明確化	[提案の具体的内容] ・保険会社本体において、系列投信会社等による投信販社契約の締結に至るまでの説明(個別商品の詳細な説明)等ができる旨を施行規則第51条に追記すること。 ・または、当該行為が保険業法第98条第1項柱書に定める「その他の付随業務」に該当することを、監督指針において明らかにすること。 [提案理由] ・2015年7月、規制改革ホットラインの回答にて、投信販社契約締結のために投資信託委託業者を紹介する際、その取り扱う商品の提示を行うことも保険業法第98条第1項に定める「その他の付随業務」に含まれることを明確化いただいた一方で、「ビジネスマッチング業務」として「投信商品の説明」を「一律に」含めることは適当ではないとご回答いただいているところであり、保険会社本体でできる「ビジネスマッチング」としての業務では、系列投信会社等による投信販社契約の締結に至るまでの詳細な説明等については、行うことができない状況。 ・昨今、個人の資産運用における「貯蓄から投資へ」の流れの下、生保においても、系列投信会社による商品提供を幅広く推進している。 ・保険会社本体の担当者は、投信販社契約締結への関与が小さい紹介行為に留まる程度の投信商品の説明は可能と解される一方、系列投信会社等が扱う商品の具体的内容や専門的な情報を詳細に説明することは、たとえ担当者に説明する能力があったとしても行うことができないと解されるため、系列投信会社等の担当者と共に顧客を訪問する等、非効率な対応をとらざるを得ない場面が多く存在する。 ・このため、保険会社本体において、系列投信会社等による投信販社契約の締結に至るまでの説明(個別商品の詳細な説明)等ができる旨を施行規則第51条に追記いただきたい。 ・または、当該行為が保険業法第98条第1項柱書に定める「その他の付随業務」に該当することを、監督指針において明らかにしていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
109	27年 10月30日	27年 11月18日	保険持株会社による外国の子会社対象会社の買収に係る特例措置	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置いただいた。 ・他方、保険持株会社については、海外の金融機関等を買収することで保険業法第271条の22第1項に掲げられている会社以外の会社が子会社となるときには、事前に内閣総理大臣の承認を得る必要がある。 ・この点、保険持株会社においても、保険会社の場合と同様、海外展開を容易にする環境整備の重要性は高い。例えば、外国の保険会社を買収する際、日本の保険持株会社は、買収対象となる会社の子会社が保険業法第271条の22第1項に掲げる会社への該当可否について厳密な調査を行う必要がある。これに対し、欧米主要国では、保険会社の子会社に対する業務範囲規制は存在しないため、子会社業務に係る調査は不要であり、企業価値や買収効果等のデューデリジェンスに集中することが可能である。このような規制の差は、数週間という短期間の入札においては競争上の大きな差異を生じかねず、外国保険会社の買収時において欧米と比べ日本の保険持株会社が競争上不利になるという課題がある。 ・ついで、保険持株会社が外国の金融機関等を買収することで保険業法第271条の22第1項に掲げられている会社以外の会社が子会社となるときについては、現地の法制・監督にて当該範囲外の会社を当該金融機関等の子会社とすることが認められていることを前提として、保険会社が外国の金融機関等を買収する際と同様に5年以内に当該範囲外の子会社を処分するか、あるいは当該期間内に承認を得ることとする旨の特例措置を認めていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁
110	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<提案の具体的内容> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること ・上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に拠出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること ・また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること <提案理由> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額(25万円以下)の場合は、受給可能。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。 ・第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)にて、当該支給要件はさらに制限される予定であるが、上記のとおり、確定拠出年金の普及のためには、支給要件の緩和が必要である。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
111	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<提案の具体的内容> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること <提案理由> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とされない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあいまって老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
112	27年 10月30日	27年 11月18日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること <提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等の事実があった場合における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用については、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)に盛り込まれており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
113	27年 10月30日	27年 11月18日	銀行等による保険販売 における弊害防止措置 の維持	[提案の具体的内容] ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 [提案理由] ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁
114	27年 10月30日	27年 11月18日	企業による従業員に対 する生命保険の募集に おける消費者保護ル ールの維持	[提案の具体的内容] ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。 [提案理由] ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している（いわゆる「構成員契約ルール」）。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁
115	27年 10月30日	27年 11月18日	銀行等による保険募集 に係る弊害防止措置の 維持および実効性確保	<提案内容> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 <提案理由> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
116	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の企業 型における掛金の納付 期限の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること <提案理由> ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
117	27年 10月30日	27年 11月18日	生命保険募集における 従業員等の保護等に 係るルールの維持およ び実効性確保	<提案内容> ・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。 <提案理由> ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
118	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の企業 型における掛金の払込 方法の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払い込むことが可能となるよう弾力化を図ること <提案理由> ・企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。 ・一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。 ・本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。 ・なお、本要望については、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)に盛り込まれており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
119	27年 10月30日	27年 11月18日	閉鎖型確定給付企業 年金における労使間手 続の省略	<提案の具体的内容> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること <提案理由> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続を執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
120	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金における 運用商品除外手続きの 緩和	<提案の具体的内容> ・企業型年金において選定されている運用商品を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること <提案理由> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用商品を除外する場合、原則として、当該運用商品を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用商品の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用商品の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用商品を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から10年以上が経過し、運用商品にかかる費用(例:投資信託の信託報酬)が下がる等の理由で新たな運用商品を追加する一方、既存の運用商品の除外が実施されない結果、徒に多数の運用商品が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用商品を除外したいというニーズがある。 ・運用商品の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・また、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。(当法案は審議未了廃案) ・なお、第189回通常国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(当法案は継続審議中)に、運用商品を選択している加入者等の3分の2以上の同意を得ることにより、同法律案の施行日後の掛金にかかる部分について除外することを可能とすることが盛り込まれているが、本要望は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより、運用商品を除外することを可能とすることを求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
121	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金、存 続厚生年金基金の財 政運営についての弾力 化	<提案の具体的内容> ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること <提案理由> ・決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲（許容繰越不足金）を超えて不足していないか検証するものであること、 また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
122	27年 10月30日	27年 11月18日	国立大学法人等を員外 貸出の対象に追加(国 立大学法人等・国立大 学法人および大学共同 利用機関法人)	国立大学法人は、平成16年4月1日の法人化(特殊法人改革の一環)、平成17年12月28日の国立大学法人法施行令第8条の改正を経て、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となっている。しかしながら、信用金庫法上、国立大学法人等は信用金庫の員外貸出の対象として認められていない(地方独立行政法人法に基づく公立大学法人は員外貸出の対象として認められている)。 一方、各地方公共団体では、政府「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、産官学金労等の連携のもとで「地方版総合戦略」の策定を進めており、今後、同戦略に基づいて地方創生の取組みが進められていくところである。こうした中で、国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう)は、人材育成といった面のみならず、各所在地域における産学連携の拠点となり、地域の企業や地域金融機関等と連携して新たな産業等を起こしていくという観点からも極めて重要な位置を占めている。 産・学・金が十分に連携して地方創生に取り組んでいくためには、信用金庫が国立大学法人等に対して円滑に資金供給を行うことができる環境を整備することはもとより、こうした取引関係等を通じて関係を深め、「多様な研究成果を持つ国立大学法人等」と「地域で多数の取引先企業を抱える信用金庫」の連携強化を図っていくことは、産学連携の充実、ひいては地域における新産業の創出等にとって極めて有益である。 については、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人と同様に、国立大学法人等についても信用金庫の員外貸出の対象として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、 中央金庫、 信金中	金融庁
123	27年 10月30日	27年 11月18日	動産・債権譲渡登記制 度における登記取扱法 務局の拡大等	現在、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所は、東京法務局(中野)に限定されている。動産・債権譲渡登記申請については、オンライン等による申請も可能であるが、実際には法務局へ出向くための時間・費用がかかるなど取引先等の負担も大きい。ABL融資制度の利用において金融機関の取扱件数および取扱金額は伸びており、それに伴い動産・債権譲渡登記も全国的に広がりつつある。そのような実態を踏まえ、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所を地方に拡大していただきたい。 また、動産・債権譲渡登記の譲渡人は法人に限定されており、このため事業を営む個人は登記ができない。個人事業主の資金繰り確保・資金調達手段の多様化等の観点から、個人を譲渡人とする動産・債権譲渡の登記を可能としていただきたい。	(一社)全国信用金庫協 会、 信金中央金庫	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
124	27年 10月30日	27年 11月18日	信用組合も生協法に基 づく共済代理店との締 結を可能とするよう範 囲の拡大を要望する	本会は、本提案を3年連続提出しているが、改正法附則第38条にあるとおり、法の施行の状況について検討を加えていただき法律の改正を希望する。 御承知のように、信用組合は現在共済代理店が認められている労働金庫と同様相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を可能とすることで、貯蓄・融資だけでなく万一の際の保障（共済）を加えることとなり、くらしの中の多面的で密接に関係する様々なニーズに対する一元的な相談や最適なサービスの提供が可能となる。 また、信用組合にとっても保険だけでなく本法律に基づく共済の代理店締結を可能となることは、経営の選択肢が広がることになる。	（一社） 全国信用組合 中央協会	厚生金融 労働省
125	27年 10月30日	27年 11月18日	信金法に基づくリスク 管理債権の開示と金融 再生法に基づく資産査 定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、顧客にとってわかりにくい開示内容となっているとともに、金融機関にとっては事務上煩雑であることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	（一社） 全国信用金庫協 会 信金中央金庫	財務省
126	27年 10月30日	27年 11月18日	保険商品の銀行窓販 における中小企業従業 員規制の撤廃	在日米商工会議所（ACCJ）は、規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。 消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓販にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。 現在、銀行には融資先の中小企業（従業員数が50人以下、特例地域金融機関においては従業員数が20人以下）の従業員に対して保険商品を販売するにあたり、いくつかの制限が課されています。これらの制限が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするというものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置（優越的地位の濫用）と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっているので撤廃すべきです。	在日米商 工会議所（A C C J）	金融庁
127	27年 10月30日	27年 11月18日	信用金庫による会員お よび卒業会員の外国子 会社に対する融資対象 要件の緩和	信用金庫による会員（卒業会員を含む。以下同じ）の外国子会社に対する融資については、会員が当該外国子会社の議決権の50%超を保有すること等が要件となっているが、信用金庫取引先である中小企業においては、例えば、会員である親会社の出資に加え、社長個人やその親族等が共同で出資し、これらの出資を合算すれば50%超となるものの、それぞれ単独では50%超に満たないというケースのほか、海外に複数の子会社を展開する企業もあり、こうした企業においては、会員の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する会社（すなわち会員の外国孫会社や外国曾孫会社等）が存するケース等がみられる。 については、海外子会社に対して信用金庫から融資を受けることを希望する会員が、信用金庫側の制度制約によって海外子会社の資本保有の形態を制約されることがないよう、相互に一定の関係（共同して議決権を保有することに合意している、同一の企業グループに属している、一方が他方の役職員または親族である、会員間で共同出資して海外子会社を保有する等）を有する会員またはその子会社等の出資については、これらの議決権を合算して50%超となる場合も融資の対象としていただきたい。	（一社） 全国信用金庫協 会、 信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
128	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金における 承認・申請手続きの簡 素化	<提案の具体的内容> ・規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること <提案理由> ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成26年4月の確定拠出年金法施行規則の改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画では「確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされており、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
129	27年 10月30日	27年 11月18日	特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列举されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。 よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融 省庁
130	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金から 確定拠出年金の企業 型への移行要件の弾 力化	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること <提案理由> ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができることとされている。 ・これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 ・移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 ・本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
131	27年 10月30日	27年 11月18日	厚生年金基金における 解散手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化（例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化）を図ること <提案理由> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行（平成26年4月1日）から5年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要な同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。	（一社）生命保険協会	厚生労働省
132	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金から 確定拠出年金へ移換 の申出にかかわる要件 の緩和	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出にかかわる「移換先制度加入3ヶ月以内」の要件を廃止すること <提案理由> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出は、確定拠出年金加入3ヶ月以内であることが要件となっている。 ・一方で、厚生年金基金から確定拠出年金への移換の申出については、その要件は無い。 ・制度間の平仄の観点から、確定給付企業年金からの移換先制度加入3ヶ月以内の要件は廃止されることが望ましい。	（一社）生命保険協会	厚生労働省
133	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金の 給付設計の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること（例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること） <提案理由> ・確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において勤続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することなどが必要となる。 ・また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として勤続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることなどが必要となる。 ・これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえると、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。 ・本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。	（一社）生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
134	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金の 一時金給付額の制限 の緩和	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること <提案理由> ・法定の下限予定利率が、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算定した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回ることとなる。 ・その際には、年金規約に定めた年金に換算する利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の趨勢にもとづき変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづく給付水準が変動することは望ましくない。 ・労使で定めた年金規約にもとづく権利義務関係を尊重する観点から、当該制限が緩和されることが望ましい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
135	27年 10月30日	27年 11月18日	行政機関等からの照会 に係る事務手続の簡素 化	・行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連の照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っている。 ・行政機関からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 ・また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる(なお、昨年度、警察庁・国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況であり、総務省との間では、様式の統一に向けて検討を進めている状況)。	(一社)生命保険協会	厚生財務警察 労働省省庁 省省庁省
136	27年 10月30日	27年 11月18日	法定調書に係るデータ を所轄税務署宛て提出 する際の事務手続の簡 素化	・現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としているが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して提出する方法又は光ディスク等(CD・DVDなど)により提出する方法が認められている。この様な現状を踏まえ、以下の要望事項についてご検討をいただきたい。 <(1)e-Tax(国税電子申告・納税システム)による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大> ・現在、e-Tax(国税電子申告・納税システム)・e-Taxソフト(WEB版)において、給与所得者の法定調書等の特定の調書については、合計5000枚かつ10MBを上限としてCSVファイルの送付が認められているが、生命保険関係の支払調書はその対象に含まれていない。また、仮に生命保険関係の支払調書が対象に含まれた場合でも、業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。 ・よって、データ提出に係る効率性の観点より、生命保険関係の支払調書を当該システムの対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大いただきたい。 <(2)法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大> ・現在、光ディスク等(CD・DVDなど)により提出する場合、担当者が所管の税務署に直接持ち込む、または郵送する等の対応を行っており、データ提出に係る効率性が損なわれている。 ・よって、現在の持ち込みや郵送の方法に加えて、たとえば、国税庁と事業者間に専用回線を開設する等、事業者が法定調書に係るデータの送受信をより効率的に行う方法についてご検討をいただきたい。 ・これらの要望の実現によって、より安全かつ効率的な法定調書に係るデータの提出が可能となる。	(一社)生命保険協会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
137	27年 10月30日	27年 11月18日	固定資産税・都市計画 税の納税通知書・課税 明細書の書式・フォー ムの統一	[提案の具体的内容] ・民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、市区町村から毎年送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を図ること [提案理由] ・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、毎年4月～6月にかけて全国から集中して送付され、納期限までに納税しているが、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者にとっては、各市町村から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていない為、その内容の解説とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間が費やされている現状。 ・納税通知書・課税明細書の統一が実現できれば、全国に大量の不動産資産を有する民間事業者にとっては、多大なる事務の効率化等を推進することが可能。	(一社)生命保険協会	総務省
138	27年 10月30日	27年 11月18日	固定資産税・都市計画 税の納税通知書の交 付から納期限までの期 間の延長	[提案の具体的内容] ・民間事業者の納税事務の正確性の確保と効率化を図る観点から、市区町村による納税通知書の交付から納期限までの期間を延長すること [提案理由] ・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、毎年4月～6月にかけて全国から集中して送付され、納期限までに納税しているが、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者にとっては、同時期に大量の納税通知書の処理に追われることになり、(月末を納期限とすると、納税通知書の到着はその月の10日前後から中旬にかけて集中する傾向)多大なる事務負担がかかっている。 ・地方税法第364条第9項によると、納税通知書・課税明細書の交付は「遅くとも、納期限前10日までに」しなければならないとされているが、この10日前規定の延長をしていただきたい。	(一社)生命保険協会	総務省
139	27年 10月30日	27年 11月18日	外国の関連法人等に 係る子会社等業務範囲 規制の緩和	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。 ・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針III-2-2-4(1)(5))。 ・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。 ・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
140	27年 10月30日	27年 11月18日	確定給付企業年金にお ける承認・認可申請手 続きの簡素化	規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、加入者に不利益にならない変更等）とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化（例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等）を図ることその他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること（例えば、個人単位の権利義務移転の実施等）確定給付企業年金の規約の事業主、従業員への理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること 確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成27年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考え。これまでも標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり（規約例では95条）、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。	（一社）生命保険協会	厚生労働省
141	27年 10月30日	27年 11月18日	他信用金庫との共同子 会社等の設立・運営を 行いやすい環境整備に 資する規制緩和	従属業務（信用金庫法第54条の21）を営む信用金庫の子会社（従属業務子会社）には収入依存度規制が適用されており、従属業務子会社は、各事業年度において、それぞれの業務につき、「ア、『当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団からの収入の合計額の総収入に占める割合が50%を下回らないこと』、かつ、『当該信用金庫からの収入があること』、または「イ、『当該信用金庫に係る集団からの収入の額の合計額の総収入に占める割合が90%を下回らないこと』、かつ、『当該信用金庫からの収入があり、かつ、当該信用金庫に係る集団に属するそれぞれの者において当該者に属する信用金庫等のいずれかからの収入があること』のいずれかの要件を満たさなければならない。 しかし、上記ア・イでそれぞれ定められている収入割合の水準（アは50%、イは90%）が異なっていることが、信用金庫が他の信用金庫等と共同して従属業務子会社の設立・運営等を行うことを難しくしている側面がある（例えば、A金庫単独出資の従属業務子会社に対して＜収入：A金庫から8・外部から4・合計12＞、B金庫が出資して共同運営を行おうとする場合に＜収入：B金庫から10＞、A金庫単独出資の場合には上記アの要件を満たしていたものが、B金庫出資後は、A金庫・B金庫ともにアの要件を満たさず、イの要件も約82%で満たさなくなる）。 こうした問題はアとイで定められている収入割合の水準が同じであれば生じなくなるため、信用金庫が実情に応じて経営の効率化を図ることができるよう、上記イの収入割合要件をアと同じ水準まで引き下げるとともに、従属業務子会社の柔軟な業務運営を可能とするため、アの収入割合の水準を50%から引き下げるなど、効率的な業務運営に資する必要な制度整備を行っていただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
142	27年 10月30日	27年 11月18日	基準料率適合審査結果の金融庁告示の保険会社事務所等での備置縦覧義務の撤廃	[提案の具体的内容] 会員保険会社において、基準料率の適合性審査期間経過に関する（金融庁）告示があった場合の告示内容の備置・縦覧義務を撤廃（削除）する。 [提案理由] ・会員保険会社は、右記根拠法令に基づき、基準料率の適合性審査期間経過に関する（金融庁）告示があった場合は、告示内容を会員保険会社の「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所に備え置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない」。 ・本規定は、保険業法の全部改正（平成7年法律第105号）に伴い、平成7年法律第106号にて新設された。当時は、官報、大蔵省（当時）、損害保険料率算定会（当時）および自動車保険料率算定会（当時）のホームページを閲覧するという行為が一般的ではなかったため、利害関係人に情報伝達を行う手段として置かれたものの、現在は官報、損害保険料率算出機構のホームページにて当該告示の内容を開示しており、情報伝達は充足できているものと考え。 ・本規定の撤廃に伴い、利害関係人から各会員会社へ縦覧要請があった際は、上記ホームページまたは官報を案内することを想定している。	（一社）日本損害保険協会	金融庁
143	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	[提案の具体的内容] ・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを要望する。 ・企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げることを要望する。 [提案理由] ・今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。 ・多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とするべきであると考え。（確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に乗せて前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている現状もある。）	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省
144	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	[提案の具体的内容] 企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。 [提案理由] ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃するべきであると考え。	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省
145	27年 10月30日	27年 11月18日	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	[提案の具体的内容] 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。 [提案理由] ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている（65歳まで引き上げされている）。また、公的年金の受給開始年齢も65歳である。 ・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきであると考え。	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
146	27年 10月30日	27年 11月18日	退職一時金(課税後) の個人型確定拠出年 金への移換	[提案の具体的内容] 退職一時金(課税後)を個人型確定拠出年金へ移換することを可能とすることを要望する。 [提案理由] ・現状、退職一時金制度しかなかった者は、退職一時金を将来の年金に積み立てたくとも、個人型に持ち込むことができない。そのため、退職一時金(課税後)を移換できないことは、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・退職一時金の移換を可能とすることで、加入者の運用資産が増加するだけでなく、手数料負担も軽減されるため、個人型確定拠出年金制度の普及を促進する一助になると考える。	(一社)日本損害保険協	厚生労働省
147	27年 10月30日	27年 11月18日	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	[提案の具体的内容] 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和する。 [提案理由] ・保険会社の常務に従事する取締役等は、内閣総理大臣の「認可」を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ・現行の兼職規制の趣旨は、保険会社にとって不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念についても問題がないと思われる。また、業務の親和性も高いことからグループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。以上の理由から、同一グループ内の保険持株会社・保険会社間で常務に従事する取締役等を兼務する場合には「認可」の必要性が薄いと考えられるため、手続きを不要としていただくか、手続きを不要とできない場合は「届出」に緩和していただきたい。 ・許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減になるとともに、行政効率の向上にも資することが期待できる。	(一社)日本損害保険協会	金融庁
148	27年 10月30日	27年 11月18日	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	[提案の具体的内容] 収入依存先を、(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。 [提案理由] ・経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。 ・保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
149	27年 10月30日	27年 11月18日	保険契約の移転にか かわる手続きの簡素化	[提案の具体的内容] 移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。 [提案理由] ・移転する保険契約の規模に関係なく、移転先会社における株主総会等の特別決議が必要とされている。 ・現行規制では、移転先会社における株主総会等の特別決議にて承認されるまで移転手続きを開始することができず、契約移転の仕方の多様性や機動性を阻害されることが懸念される。また、簡易な合併手続き（会社法第796条第3項）の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。以上の理由から、移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議の不要化を要望する。 ・保険事業からの撤退や破たんによる保有契約への対応が必要となるケースにおいて、株主総会等の決議を待つことなく円滑な手続きが可能となり、機動的な企業再編を確保することができるものと考えられる。	（一社）日本損害保険協会	金融庁
150	27年 10月30日	27年 11月18日	保険持株会社と保険会 社の子会社に係る届出 関係事項の届出様式 の統一化	[提案の具体的内容] 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。 （例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など） [提案理由] 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時並行で届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。	（一社）日本損害保険協会	金融庁
151	27年 10月30日	27年 11月18日	銀行等他の法律に規 律ある者等が貸金業者 から譲受けた貸付債権 に係る貸金業法の適用 除外	[提案の具体的内容] 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。 [提案理由] 貸金業法24条2項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権の譲受人に対しても、貸金業者と同様の厳格な規制（例えば、債務者から弁済を受ける都度、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務（同法19条、同法施行規則16条、同17条）など）を課している。そのため、例えば保険会社は、通常は貸金業法上の規制は及ばない（同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条5号）にもかかわらず、貸金業者から貸付けに係る債権を譲り受けた場合には、貸金業法の規制が及ぶことになる。しかし、(1)銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施しており、金融庁による検査・監督の下、契約内容に関する顧客説明等も実施している。このように他の法律によって貸付業務について規律されている者に対して貸金業法の規制が重複して適用されることは過剰である。また、(2)債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者や保証人への説明も困難である。さらに、(3)規制改革により、銀行や保険会社が、その子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態をまたいだ組織再編・業務提携や債権管理コスト削減の試みが促進されるという効果が見込まれる。	（一社）日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
152	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の中途 引き出し要件の緩和	[提案の具体的内容] ・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件（資産額・加入期間の制限など）の更なる緩和 ・中途引出しを可能とする措置 をすることを要望する。 [提案理由] ・年金受給開始年齢までは長期間となるにも係わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。（現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。） ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出し要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省
153	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の通算 加入者等期間による受 給開始年齢変動の見 直し	[提案の具体的内容] 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。 [提案理由] ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであるとする。	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省
154	27年 10月30日	27年 11月18日	「賃金構造基本統計調査」のデータ収集方法	[提案の具体的内容] 「賃金構造基本統計調査」に関して、現在は各労働基準監督署から各事業所に対して行われているが、これを人事機能を有する組織（もしくは本社の人事部）に対する調査に変更する。 [提案理由] ・「賃金構造基本統計調査」は、各労基署から各事業所に対して依頼する形式で行われている。 ・各事業所では、人事に関するデータを保有していないため、依頼書を本社や人事機能を有する部署に回送する必要があり、手間・時間的ロス・紛失リスクを抱えている。 ・労基署が人事機能を有する部署と直接やりとりすることにより、スムーズなデータ収集が可能となる。	（一社）日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
155	27年 10月30日	27年 11月18日	自動車盗難防止対策 の強化に向け、イモビ ライザの標準装着化	[提案の具体的内容] 自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。 [提案理由] 現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2014年の自工会の調査では、国内向けに生産された181車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると165車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2014年に国内向けに生産された自動車約438万台のうちイモビライザ装着車は359万台であり、普及率は約82%に留まる。	(一社) 日本損害保険協会	国土交通省
156	27年 10月30日	27年 11月18日	商業登記簿謄本の記 載事項から会社代表者 の住所を削除	[提案の具体的内容] 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。 [提案理由] ・株式会社代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載される。 ・登記簿への住所記載の理由は、登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。また、会社代表者といえども個人情報保護の観点は重要と考える。 ・本件は、「商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度であり(商業登記法第1条参照)、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事柄については、全て会社の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている代表取締役の住所を非公開とすることはできない。」として対応不可との回答をいただいているが、実体法の規定が隘路となるのであれば、実体法の規定を所与とすることなく、会社法の見直しを含めて検討していただきたい。	(一社) 日本損害保険協会	法務省
157	27年 10月30日	27年 11月18日	電子的手法による住民 税額の決定通知・変更 通知の義務付けおよび 通知書フォーマットの統 一化	[提案の具体的内容] 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。 [提案理由] 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化され、eLTAXも全市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAXを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることとなり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」「給与所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に関しては、市町村により対応がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況であって、まだ企業側にかなりの負荷がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であるとのことであるが、市町村によって対応が異なることとなると、日本各地に展開している企業にとっては、負荷削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。	(一社) 日本損害保険協会	総務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
158	27年 10月30日	27年 11月18日	自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	[提案の具体的内容] 自動車盗難に使用可能なツールについて調査を行い、その結果を踏まえて、業務その他正当な理由による場合を除き、このようなツールの所持や知情販売することを規制するなどして、新たな手口による自動車盗の増加を防止することを要望する。 [提案理由] (1)イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした条例は愛知県、茨城県で制定されているが、全国レベルでの規制はない。 (2)自動車盗は財産犯であるが、窃取する際にそれを阻止しようとする所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることから、安心安全な国民生活を維持していくためには、他の財産犯と比して厳しく規制を行う必要がある。自動車盗難の認知件数は関係省庁、団体の努力により減少を続けているものの、2014年も年間1.6万台の自動車盗が発生している。また、近年、自動車の盗難防止装置の機能を無効化あるいは発揮させないなどの高度な機能を有した様々なツールが出回っており、インターネット上で購入できるケースもある。実際にこのようなツールを使ったと推認される自動車盗もあり、今後このような手口による自動車盗難が増加する恐れもあるため、このようなツールについて調査・研究を行い実態を把握した上で、所持や知情販売に対して規制するなど、新たな手口による自動車盗の増加の防止策の検討を行うべきである。なお、住宅侵入犯罪の対策として各地での条例制定がなされ、その後「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（いわゆるピッキング防止法）により全国レベルでの規制に発展し、犯罪防止に成果を挙げた例もある。 (3)類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことに同様に、自動車盗難の発生を防止することにより、国民の財産のみならず、生命・身体の安全を確保するとともに、盗難車を使用する二次犯罪の防止、さらには、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができる。	(一社)日本損害保険協会	警察庁
159	27年 10月30日	27年 11月18日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 ついては、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	(一社)全国信用金庫協会、 中央金庫、 信金中	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
160	27年 10月30日	27年 11月18日	特殊車両通行許可の 標準処理期間の見直し	申請経路が「道路情報便覧」に記載された路線で完結している申請はほとんどなく、行政手続法第5条第1項第2項並びに第6条で規定する標準処理期間は有名無実となっている。申請から許可までの期間が全く推測できないため、その後の運行に多大なる支障があり、工事車両運搬等についても、工事の遅れの原因ともなっている。許可までの期間は走行できず、経済的損失も看過できないことから、まずは標準処理期間を定めていただき、さらに期間の短縮に努めていただきたい。 申請経路が「道路情報便覧」に記載された路線で完結しない場合の標準処理期間を短く定めることが申請者や荷主ひいては国民の安心の確保に繋がる。国民の財産である道路や橋梁を守るため、通行許可制度は必要であり、無許可走行は取り締まるべきだが、取り締まりを強化した結果、申請件数が増大している現実を見据え、審査の人員を増加させ、標準処理期間を短縮する方向で見直すべきである。	日本行政書士会連合会	国土交通省
161	27年 10月30日	27年 11月18日	特殊車両通行許可の 不許可処分の改革	超重量物輸送の車両の通行許可を申請した場合、目的地付近の道路が通行不可ということで、不許可処分になる場合がある。分割不可能な運搬物は建設機械が大半であり、目的地が工事現場である場合が多く、不許可であれば、目的地に建設機械が運べず、工事ができないことになる。工事ができないことは申請者のみならず、多くの関係者に不利益が及ぶ。不許可処分の前に申請者との協議を導入するよう改革していただきたい。許可を得て通行できるための指導を導入し、国民の大切な財産である道路を守りながら、なお、通行を可能にする方策を指導していただきたい。	日本行政書士会連合会	国土交通省
162	27年 10月30日	27年 11月18日	火力発電所の設置等 に係る環境影響評価で の環境大臣意見の取 扱いの見直し等	(提案理由) 石炭火力発電所に係る環境影響評価においては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(2013年4月26日経産省・環境省)において、環境影響評価における二酸化炭素の取扱いが示されたことを踏まえ、 ・事業者が利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか ・国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか※電力業界全体の自主的な枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合は、整合性が確保されているものと整理。 を必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされているが、環境大臣は、電力業界全体の自主的な枠組の公表(2015年7月17日)以降も、石炭火力の設置等の事業を行う事業者の配慮書審査に際して、電力業界の自主的な枠組に課題があり、「現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。」という意見を発出している。環境大臣の意見は、アセス法の対象である個別発電所の環境アセス審査を逸脱し、電力業界全体の自主的な枠組における具体的な仕組みやルールづくりに言及するなど、個々の事業者に帰責できない理由により、最新の技術を用いた火力発電所の新增設を否定し、石炭火力全体の効率向上への活力ある取組を阻害しかねない。 (提案内容) (1)環境アセスメントにおける環境大臣意見において、電力業界全体の自主的な枠組における具体的な仕組みやルールづくりに言及するなど個々の事業者に帰責できない理由に基づく意見ではなく、個々の事業の環境の保全の見地から事業者が実行可能な範囲の意見に限定し、その旨を事業者周知すること。 (2)温室効果ガスに係る環境影響評価の審査における環境大臣意見は、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめで示された環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いに関する観点(BATが採用されているか否か、及び国の地球温暖化対策の計画・目標の達成に努めることを目的とした自主的な枠組に参加しているか)の内容を逸脱しないよう、必要かつ合理的な範囲のものとし、その旨を事業者周知すること。 (3)環境省は、地球環境問題である温室効果ガスを個別事業の環境アセスメントの評価項目として検討することの合理性も含め再検討を行うこと。	日本経済団体連合会、日本製紙連合会、電気事業連合会、日本化学工業協会、日本鉄鋼連盟	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
163	27年 10月30日	27年 11月18日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一時的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑みて、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにもかかわらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じている。 平成24年4月から適用された規制の見直しにおいて、本事項はモニタリング結果においてほとんど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
164	27年 10月30日	27年 11月18日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がなく、適用から7年以上経過後も融資先顧客と当該商品に関するトラブルは皆無である。 また、来春の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保障や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により意向に沿った提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、速やかに見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
165	27年 10月30日	27年 11月18日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品だけに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であることから、調査・管理負荷のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
166	27年 10月30日	27年 11月18日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生などの更なる向上につながると考えられる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
167	27年 10月30日	27年 11月18日	保険販売業務に係る非 公開情報保護措置の 見直し	信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報（非公開金融情報）を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。 この規制は信用金庫が保険募集を行う際にのみ適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制は、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、総合的な金融サービスの発展を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない。速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	（一社）全国信用金庫協 会、信金中央金庫	金融庁
168	27年 10月30日	27年 11月18日	計量法と非国際単位	計量法は、原則として、測定結果を表示する際に使用される唯一の国際単位系とされている。さらに、対応する国際単位系が、センチメートルとインチ、あるいはポンドとキログラム、または両方の単位が変換して表示される場合でもあてはまる。 しかし、これにはいくつかの例外や補足が伴うことが言及されるべきである。最も一般的な例外として、製品が航空応用分野で使用される場合、ノットやフィートなどの非国際単位系が許可されている。エネルギーや熱量に使用されるカロリー、圧力にはパールのように、特定の非国際単位系として追加されるものもある。 非国際単位系を認可しないことにより、日本国内では非国際単位系で測定または表示された製品を販売することができないので、測定装置の製造業者や輸入業者に問題をもたらしている。つまり、他国の市場で販売されている製品は、日本で販売することができず、日本市場向けの製品を開発しなければならないということである。 EBCは非国際単位系も利用できるよう計量法が改正されることを要求する。次善策として、少なくともポンドや華氏、インチとその下位単位は認可されるべきである。	欧州ビ ジネス 協会	経済産業省
169	27年 10月30日	27年 11月18日	金融商品販売担当者 (いわゆる営業職員) による確定拠出年金運営 管理業務の兼務の禁 止の緩和	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	（一社）全国信用金庫協 会、信金中央金庫	厚生労働省
170	27年 10月30日	27年 11月18日	塩付けの非加熱肉と一 本針	食肉製品の塩漬けには、数種類の異なる方法がある。一つは、針を使った塩水の注入法である。このうち最も一般的な工程は、多数の針のついた「スタンプ」を使用する方法である。 現在日本では、非加熱食肉製品に対して、「一本針注入法」のみが許可されている。つまり、適切な食肉製品の塩漬けには、注入を数回行わなければならない、費用がかさむことになる。我々の知る限りでは、複数針の使用を禁止している国は他にはない。また我々は、複数針注入法を許可しない衛生上のいかなる理由も認識していない。 EBCは、非加熱食肉製品に対して複数針注入法が許可されることを要求する。	欧州ビ ジネス 協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
171	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の脱退要件の緩和（ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする）	現在継続審査に付されている「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる一方で、確定拠出年金の脱退要件が厳格化され、個人別管理資産の額が一定額（現行1.5万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。 加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省
172	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化等	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。 この中で、法人の場合、役員の氏名・住所および兼職状況にに変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担を軽減するため、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っていただきたい。 また、上記の届出事項の簡素化の実現が難しい場合には、登録事項の変更時における届出期間を現行の2週間以内から延長することや、役員の変更があった場合の変更届出の添付書類から「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面」を削除すること等により、事務負担の削減を行っていただきたい（特に非常勤役員から住民票等を徴求し、2週間以内に届出を行うことが極めてタイトなスケジュールとなっている）。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省
173	27年 10月30日	27年 11月18日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、ア、事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、イ、事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記ア、の限度額にゆとりがあったとしても、上記イ、の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記イ、の規制を撤廃するよう検討願いたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
174	27年 10月30日	27年 11月18日	CtoCマーケットプレイスの出品促進のためのインセンティブ付与に係る景品規制について	1. 提案 個人間で売買を行うことができるインターネットオークション・フリーマーケット(以下「オークション等」という)のマーケットプレイスにおいて、オークション等事業者が、ユーザーが商品を出品することを条件として、当該出品ユーザーに対して景品等を付与する行為が行われている。 このような出品キャンペーンにおいて、出品自体は無料であり、出品者に出品価格の決定権があり、さらに、最終的に取引が成立したとしても販売代金から手数料等を控除した販売利益を出品者が得られる(実質的な支出を伴うものでない)場合には、不当景品類及び不当表示防止法(以下「法」という。)及び「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(以下、単に「告示」という。)の規定(以下「規制」という。)の適用を受けないことを明確にされたい。 2. 背景 消費者庁のこれまでの見解は、出品により直ちに有償の取引につながるものではないとして規制対象外と判断した場合と、オークション等事業者と出品者の間にはオークション等を利用させるという役務が存在し、出品者がどのような名目(例えば、売買取成成立後の決済・配送システム利用料など)であれ金銭的支出を伴うのであれば規制を受けると判断した場合があり、見解が定まっていなかった。 3. 改善の必要性・効果等 オークション等が広く利用されるためには品揃えの充実が欠かせず、出品者への景品付与はこれに貢献するものであるが、仮に規制を受けるとした場合の懸賞景品の上限額は、出品者が支払う少額な利用料等の20倍に制限されるため、出品を後押しする効果が薄くなる。 また、「景品類等の指定の告示の運用基準について」3(4)において、「自己が商品等の供給を受ける取引(例えば、古本の買入れ)は、法第2条3項の「取引」に含まれないとの基準が示されている。消費者の視点からみて、オークション等への出品行為と、古物買取業者に対して古物を供給する行為とは実質的に変わり無く、仮に出品キャンペーンが規制対象ということになれば、業者間の不平等が生じることとなる。 法が目的としている「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する」ことがない上に、政府が推進するシェアリングエコノミーの拡大にも水を差すものであるため、至急の対応が求められる。	(一社)新経済連盟	消費者庁
175	27年 10月31日	27年 11月18日	寝たきりの方等への出張理容、美容の改革考案について	1 責任について 免許保持者であれば、店に所属していなくても施術が可能になると、安心して受けられない。店所属の免許者なら、責任が明確なので安心してお願いできる。 2 消毒、衛生 についても店所属というほうが安心できます。 3 技術 店所属の免許者であれば、技術的不安もなくお願いできる。免許後の経年が長いだけで実務が伴っていないと、何年もブランクがある技術者でも免許さえあれば、店所属でなくても出張技術ができるとなると、安心してお願いができない。	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
176	27年 10月31日	27年 11月18日	規制改革会議第3次答 申を拝見して	出張調髪是件で危惧するところがあり投稿させていただきました。 現に出張調髪を行っている実働50年の理容師です。その理容師の立場として今回の規制緩和の一つに「理容の免許を取得されていればすべての方がOK」と書かれています。消費者に対しての理容師は理容師法にも書かれています。結核、トラホーム、皮膚病が発症した場合「業務停止」てんかんを発症した場合「免許取消」となっております。 今回の規制緩和で現に行われている企業による出張調髪は人材派遣業とみなされ、理容師法、管理理容師法が宙に浮いてこれらの法律を監視し、消費者の健康を守る保健所の管轄外とお聞きしました。 衛生的なことのわからない消費者への危険が増すことになります。 私は「介護ヘアースタylist」という講習を受けました。実際に講習では病院で使われているベットや、車椅子を使って患者さんを想定しての実技が行われました。もちろん理容師、美容師免許、管理理容師、管理美容師免許は取得しております。 今回の規制改革において我々プロ集団からみて、消費者に危険を与えかねない「出張理美容は、免許を持っていればOK」は是非、皆さんが安心して生活できることを考えて、見直しをしていただきたい。 出張理美容に関して、しっかり登録制を布かれている県もあるとお聞きしております。 もちろん、規制改革に伴いいろいろと法律改正も行われると思いますが、高速バスの事故ではないですが、消費者の犠牲が出てから規制を強くするのではなく、危険がわかっていることはしっかりと規制して消費者のニーズにこたえるのがベストと思います。 大変な作業と思いますが、宜しくお願いいたします。	個人	厚生労働省
177	27年 10月31日	27年 11月18日	自動車の登録制度の 問題と改善について	1. 封印制度の無駄と経済的損失 道路運送車両法により、自動車の登録車については封印を取り付けないと公道を走行できないことになっております。法律の目的は、財産としての車を保護する所有権の公証と防犯にあると思いますが、車は法律から制定された時代よりはるかに普及して財産というよりは日常生活に欠かせない必需品となっていますし、防犯という点から考えても技術の凄まじい進歩は新たな防犯装置を可能にしていますので封印が果たしてきた役割は終わっていると考えます。 封印のために運輸支局や出張封印場に車を移動しなければならないことによる燃料、時間等の経済的損失、封印があるための出張封印場の設置、複雑な手続き等による行政上の無駄が発生し、その負担が車を使用するユーザーの負担となっています。 販売台数の4割にもなろうとしている軽自動車には封印は義務づけられていませんが、何ら社会的問題になることは発生していません。封印を廃止すべきと考えます。 2. OSSに関する問題 平成18年からOSSが稼働を開始し現在では11都府県で新車だけに限定して稼働しておりますが、会計検査院も指摘していますように本来的な意味での電子申請は稼働から10年を経過しますが僅か数%にも満たないという状態です。平成23年度の国土交通省のデーターでは利用率が0.54%となっています。また、システムの開発、メンテナンス費に数百億円を費やしております。会計検査院からの指摘後ハイブリット方式＝一部電子、一部紙申請という方式で電子申請の普及を図っていますが、今までの窓口申請より手間が掛かったり、煩雑になったり、外郭団体の存在が改革、改善されなかったりで、目的とする国民負担の軽減になっておりません。 普及しない最大の原因は、国民が直接手続きを行うあるいは多様な選択肢をユーザーに提供するというを前提にしないで現在の登録制度あるいは存在している外郭団体をそのまま利用することを前提にシステムが開発されているためと考えます。国民が利用できることを前提としたシステムとすべきと考えます。 封印の廃止、軽自動車と同様な届出制、車庫証明と登録の分離等々短期、長期を含めて改善することは沢山あると考えます。	行政書士法人自動車登録センター 新潟	国土警察庁省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
178	27年 10月31日	27年 11月18日	特定行政書士による紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理	提案の具体的内容) 行政不服申立ての代理が可能な特定行政書士に、紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を認めたいいただきたい。 提案理由) 平成26年改正行政書士法(平成26年6月27日公布)において、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなりました。行政不服申立ては、行政処分の取消しを求めるものであり、紛争性のある行為です。ところで、行政書士には、聴聞・弁明手続きの代理権が認められていますが、聴聞・弁明手続きの代理人に行政書士がなる場合、行政による不利益処分に異議がある場合など紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を行うことが行政書士法で制限されています。しかし、行政による不利益処分に異議がなく、処分の名宛人が甘んじて処分を受けようとする場合に、行政書士が名宛人の権利擁護のため代理人として聴聞・弁明手続きに関与する実益はありません。なにより、行政処分の取消し手続きに代理人として関与できるにもかかわらず、行政処分(不利益処分)を行うかどうかの手続きに代理人として関与できないとすることを正当化する理由を見出すことはできません。	個人	法総務省
179	27年 10月31日	27年 11月18日	通算10年以上の在留となる場合の永住許可	(提案の具体的内容) 永住許可における「永住が日本国の利益に合すること」(国益要件)の判断にあたっては、当該外国人の在留実績を総合的に斟酌し、たとえ引き続き10年以上在留していない場合でも、通算10年以上在留しているときは、永住許可の対象とすべきである。 (提案理由) 永住許可は、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。」とされている(出入国管理及び難民認定法22条2項本文)。この点、法務省入国管理局の通達である入国在留審査要領では、この「永住が日本国の利益に合すること」(国益要件)の判断にあたり、原則として、「引き続き10年以上本邦に在留していること」を求めている。したがって、例えば、初来日以来、引き続き8年間在留している者が、会社都合で一時的に本邦外に転勤するに際し、在留資格を喪失し、3年後再び本邦での勤務となり、その後引き続き2年間在留を継続したような場合、この国益要件に該当しないことになる。すなわち、当該外国人は、再び本邦での勤務となつてから、引き続き10年間の在留を継続しないと、国益要件には該当しないと判断されている。 □ 引き続き10年以上在留していない場合であっても、これと同程度の我が国への定着性があると評価できる場合(例えば在留歴が通算15年以上となる場合など)は、永住許可の対象とすべきである。	個人	法務省
180	27年 10月31日	27年 11月18日	国内勧誘行為の明確化	海外CBや海外公募増資等、国内届出をせず海外のみでオフリングを実施する場合、在東京セールスが海外投資家へのセールス活動を行っても国内勧誘行為に該当しないことを、ガイドライン等により明確化して頂きたい。 機関投資家のボーダーレス化に伴い、主要証券会社の在東京セールスが、香港・シンガポールの投資家や米国の投資家のナイトトレーダーデスクをカバーする体制になっている。 ところが現行の法令では、海外CBや海外公募増資等、国内届出をせず海外のみでオフリングを実施する場合で、顧客が海外にいる場合でも、在東京セールスがセールス活動を行えば日本国内での無届出勧誘とみなされる懸念があるため、在東京セールスが顧客の明示的な要請なしにはアプローチしにくい状況にある。 本来、斯かるケースでは、勧誘される者が海外にあり、国内投資家の保護が主な目的である金商法の適用対象とする必要性は乏しい。また米国法では、米国における勧誘に該当するか否かを、勧誘される側(投資判断者ではなく受益者)の所在地をベースに判断している。 上記のようなケースは国内勧誘行為に該当しないと明確化して頂くことにより、海外CBや海外公募増資案件等における海外投資家へのアプローチが容易となり、市場活性化につながると思う。	民間企業	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
181	27年 10月31日	27年 11月18日	臨時報告書提出事由 の明確化等	国内届出のみを行ったオフリング案件において、海外投資家に情報提供として当該案件のタームシートを送付しても、臨時報告書提出事由（本邦以外の地域における募集・売出し）に該当しないことを、ガイドライン等により明確化して頂きたい。 さらには、オフリング総額を対象に国内届出がなされている場合は、その一部において海外で勧誘行為が行われても臨時報告書提出事由には該当しないという適用除外の手当てが立法論としては望ましいと考える。（但し、当該海外勧誘行為は、海外対象地域における法規制を遵守する形で行われることは言うまでもなく、本件はあくまで本邦法令に係る範囲での議論である） 現行の法令では、国内届出のみを行ったオフリング案件に関し、海外投資家に対して対象案件に係るタームシートを送付することさえも、単なる「情報提供」を超えて、「勧誘」に該当する懸念があり、本邦以外の地域における募集・売出しとして、臨時報告書提出事由に該当するリスクがある。 このため、証券会社によっては、こうしたタームシートの送付を、海外投資家からリクエストがあった場合等に限定せざるを得ない状況にある。 一方、海外投資家には、国内募集案件であっても株価に影響がある以上、案件情報を、案件の都度リクエストするのではなく、常に送ってほしいというニーズがある。 さらには、当該事由による臨時報告書提出義務は、国内届出を伴わない海外のみでの募集・売出しについて、これを金商法の保護法益である国内投資者に知らしめることがその立法趣旨と解されることから、国内届出がなされ、その一部を海外で勧誘する場合は、臨時報告書提出事由に該当しないという整理がその立法趣旨には沿っていると考えられる。	民間企業	金融庁
182	27年 10月31日	27年 11月18日	株式の発行登録制度 の見直し	株式の発行登録制度において、発行予定額又は発行残高の上限での登録に加えて、発行株式数の上限での登録を許容して頂きたい。 現行の株式の発行登録制度では、発行予定額又は発行残高の上限での登録が義務付けられており、株式数の上限での発行登録は認められていない。 このため、発行会社は、発行登録時点で、将来の株価の変動見込みを踏まえて金額ベースでの上限を登録する必要があるが、余裕を持った上限金額にて登録すると、発行登録時点で想定しているよりも希薄化率が過大になってしまい、株価への影響を懸念しなければならないといった実務上の障害がある。 発行予定額又は発行残高の上限での登録に加えて、発行株式数の上限での登録を許容して頂くことで、株式の発行登録制度の使い勝手が良くなり、活用が促進され则认为する。 具体的には、開示府令の様式を見直し、法律上の登録要件である発行予定額又は発行残高の上限について、登録する有価証券の種類が株式の場合には株式数の上限を記載することにより法律上の登録要件を充足したものとみなすことを可能として頂きたい。	民間企業	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
183	27年 10月31日	27年 11月18日	格付規制の見直し	格付規制を見直し、海外で日本と同等の規制に服している格付会社については、信用格付業者に準じて取り扱うこととして頂きたい。 現行、証券会社は、信用格付業者以外の業者が付与した信用格付（無登録格付）を提供して勧誘する場合、当該業者が無登録である旨、格付付与方針・方法の概要、格付の前提・意義・限界等を説明しなければならない。一方、海外の主要格付会社（Moody's、S&P、Fitch）は信用格付業者として登録しておらず（日本法人が登録）、海外本社やグループ会社が付与した格付は無登録格付として取扱われる。 証券会社としては、外債勧誘等において、債券に付与された格付が、海外本社と日本法人のいずれが付与した格付であるかをその都度確認する必要があり、実務上の弊害となっている。海外の主要格付会社は米国で厳格な規制に服しており、且つ、日本法人と海外本社の格付方針に大きな違いがないことから、両社を同視することには合理性が認められると考えられる。 格付規制を見直し、海外で日本と同等の規制に服している格付会社については、信用格付業者に準じて取り扱うこととして頂きたい。	民間企業	金融庁
184	27年 10月31日	27年 11月18日	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	○具体的内容 デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。 ○提案理由・現状の問題点 (1)現状の法制度における「教科用図書」「教科書」は、デジタル化されたものを認めず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当せずその恩恵によくせない。このことが、電子教科書が普及しない理由のひとつになっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校(※)も増えつつあるが、そこでの電子的な教材はあくまで補助教材であり「教科書」とは認められない。 ※タブレット端末を導入している学校の比率9.3%（2013年8月-10月に日本教育情報化振興会によるアンケート調査結果） (2)デジタル化された教科書が普及すれば、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている	(一社)新経済連盟	文部科学省
185	27年 10月31日	27年 11月18日	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	[提案の具体的内容] ・法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、法制度を整備する。 ・具体的内容は、2015年6月16日のIT戦略本部規制改革分科会で示されたものを参考に整備すべき。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/itc/dai9/siryou3.pdf [提案理由] ・現行において、法令に基づく手続等のオンライン化の状況を網羅的に収集し、進捗を管理する法的裏付けのある仕組みがない。 ・先般の日本再興戦略では原則IT化を進めることが決定されているので、これを確実に達成させるための法的枠組みは喫緊の課題。IT利活用新法の枠内で整備すべき。 ・なお、IT利活用をすすめるための法制度については、当連盟として別途提案しているのでそちらも参考にされたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
186	27年 10月27日	27年 12月9日	自動車登録システムと 自動車税の徴税シス テムの一体化	[具体的内容] 「自動車登録システム」と「自動車税の徴税システム」を一体化して運用すること。 [提案理由] 「自動車登録システム」は国が運営し、「自動車税の徴税システム」は地方自治体が運営していることから、両システムが一体化して いない。 一部連携（「自動車登録システム」のデータを「自動車の徴税システムに反映」している部分もあるが、両システム間にタイムラグが あり、「自動車の徴税システム」のデータがアップデートされていない場合がある。 両システムを一体化することにより、次のようなメリットが期待でき、利用者・行政機関ともに、効率化が図られる。 ①内容の重複する書類を国・地方自治体の双方に提出する利用者の事務負担が軽減されるとともに、これを国・地方自治体の双 方で確認する行政の事務の効率化が図られる。 ②両システムを一体化することにより、「自動車税の徴税」データについて常に最新のものを確認することができる。	（公社）リ ース事業 協会	国 土総 務省 交 通省
187	27年 10月30日	27年 12月9日	税務書類や社会保障 書類の書面による原本 主義の撤廃について	①税務申告や社会保障の申告における様式（フォーマット）について、書面で原本を作成した場合、データ化した同書類を原本とし て認められるように見解を変えていただきたい。 ②マイナンバーの今後の普及により、税徴収運用は効率化するというが、民間企業の管理体制の効率化を進めるには、書面から データへの切り替えを進め、不要な様式・書類の削減を図ることが重要であり、リスクの軽減にも繋がると考える。書面管理から データ管理への移行は行政側にもメリットがある。 しかし、原本書面のPDF化によって、原本を処分することが認められないということは、前述の効率化やリスク軽減が図られない。 更に、今後の改正個人情報保護法によって全事業者が個人情報取扱事業者となるため、できるだけ余計な情報を持たないことが 求められる。 書面管理からデータ化への流れは企業にとって必然であり、それを推進できる見解への移行を希望する。	（一社）日 本フラン チャイズ チェー ン協会	財 務省
188	27年 10月30日	27年 12月9日	電子帳簿保存法規制 の緩和について	①現在検討が進められている領収書の電子保存について、以下の要件緩和のもと、早急の実現を検討いただきたい。 ・対象金額の撤廃 ・利用するスキャナー仕様の簡素化 ・タイムスタンプ要件の緩和 ②現在、領収書については一部を除き、原本で7年保管が原則となっており、事業者にとって事務コストと保管コストの負担が大き い。 通信・電子機器が発展し、電子データが主流となっている現環境下で、従来ながらの「紙」媒体を基本とした制度の在り方について 見直しが必要であると考え。	（一社）日 本フラン チャイズ チェー ン協会	財 務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
189	27年 10月30日	27年 12月9日	民間事業者による行政 情報の有効な利活用を 推進するなど官民が保 有する情報を連携する ための基盤の構築	・現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者等に多大なコスト・時間・労力がかかっている。 ・番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目途として検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。 ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。 ・同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。また、『日本再興戦略』改訂2015』には、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの提供等が掲げられている。例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・さらに、マイナポータルが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。	(一社)生命保険協会	内閣官房
190	27年 10月30日	27年 12月9日	電子帳簿保存の承認 要件の緩和	現状:電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による帳簿保存よりも過度に厳格となっている。 理由:電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格なため、各要件に対応するには会計システムや関連業務システムにて広範囲にわたって改修対応が必要。 また、課税期間を通じた帳簿書類のデータ量は一般的なDVDディスク容量4.7GBを越えるため、さらに大きなハードディスク等の保存ディスクを用意することが必要。 これら対応には相当なコストを伴うため、企業の税務関係帳簿書類の電子化が阻害されている。 効果:税制分野でも紙による保存に替えて、電子化を推進していくことができ、企業にとっても、税務当局にとっても事務効率化が進む。	民間企業	財務省
191	27年 11月1日	27年 12月9日	出張理容美容サービスの 実施主体に関して一 定の条件を望みます	どのような人が(理容師、美容師)実施主体になるのか これまでは開設者が望ましいという1文が削除され、改革では開設者に限らないとされているが、有資格者であっても長く実務に携わっていないペーパー理容師や、または資格を取得したばかりの未熟理容師が、衛生面、技術面で設備の整っていない環境、不慣れな出張先で果たして、安全、安心でかつスピードある技術サービスが提供できるのか。 衛生的設備や器具備品の消毒は誰が監督や確認するのか当該地域の保健所が管轄の範囲での事業者行えるほうが感染症に対する防備や情報の受発信の面で極めて有効で不可欠と考える地域に根ざしたサービスは地元の消防団のようにいざというときに力を発揮する。 また防災や緊急事態のときに地域密着型の実施主体を常に活用しているほうが望ましいのではないか	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
192	27年 11月1日	27年 12月9日	IT利活用推進のために 必要な法整備に係る具 体的な提案	[提案の具体的内容] 日本再興戦略に記載された『IT利活用を推進するための新たな法制上の措置』として、 対面原則書面交付原則撤廃やデジタルファーストといった基本理念等による施策の推進と、IT利活用を妨げる既存制度の見直しと しての一括整備法、その他、電子署名法の改正、マイナポータル、電子私書箱の法的位置づけの明確化の検討等を行っていく 詳細は下記提言を参照 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458 [提案理由] IT利活用推進にあたっては、(1)基本原則・理念に沿った体系的な施策の推進、(2)IT利活用を阻害する既存ルールの一括的な見 直しによる加速化、(3)上記(1)と(2)を支えるための基盤の構築が必要不可欠である	(一社) 新経済連盟	内閣官房 総務省
193	27年 11月1日	27年 12月9日	株主総会の事業報告 等のウェブ開示のデ フォルト化	[提案の具体的内容] 株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする [提案理由] 事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多 大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。 なお、当連盟は、日本再興戦略に記述がある『IT利活用を推進するための法制上の措置』の一環として、本問題も含めて一括整備 することを提案している。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社) 新経済連盟	法務省
194	27年 11月1日	27年 12月9日	金融商品取引契約等 における説明方法とし ての電子書面交付のデ フォルト化	[提案の具体的内容] 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする [提案理由] 説明方法が原則『書面交付』になっており、例外的に電子交付も認められるが、利用者の同意を条件にしている。日本再興戦略で は、『対面・書面原則を転換し、『原則IT』をルール化する』ということは明記されていることから改正が必要である。世界的なペー パーレスの流れに一致させ、事業者及び消費者に余計なトランザクションコストをかけさせるべきでない。 なお、当連盟は、日本再興戦略で記述された『IT利活用を推進するための新たな法制上の措置』の具体的な提案をしており、本件 もその一環として整備すべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社) 新経済連盟	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
195	27年 11月1日	27年 12月9日	不動産取引における重 要事項説明書面等の 電子化	[提案の具体的内容] 不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したう えでの電磁的方法による交付も認めることとする。 [提案理由] 国土交通省が主催した『ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会』最終とりまとめ(本年1月)の13ページにおいて、上記 文書について「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討するべきである(宅建業法改正事項)」としており、すで に方向性は明らかになっている。 http://www.mlit.go.jp/common/001080067.pdf 日本再興戦略において『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことが明確に閣議決定されており、一刻も早く実施す べきである。 なお、当連盟は、日本再興戦略に記述のある『IT利活用を推進するための新たな法制上の措置』に係る具体的な提案を実施して おり、本件もその一環として次期通常国会において実施することを提案している。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	国土交通省
196	27年 11月1日	27年 12月9日	不動産取引の重要事 項説明での対面原則の 完全解禁	[提案の具体的内容] 不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行 われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきで ある。 [提案理由] 新経済連盟は、国土交通省が主催する『ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会』において、インターネットの活用で も、重要事項説明を法律が求めている趣旨を達成できることを説明しており、対面という方法のみに限定する合理的な理由がない ことを説明してきている。 http://www.mlit.go.jp/common/001042273.pdf 上記検討会の最終とりまとめに基づき現在、一部の取引分野において社会実験が行われている。一方で、日本再興戦略で『対面・ 書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことが明確に閣議決定されていることから、一刻も早く解釈を変更して完全解禁をす べきである。 なお、日本再興戦略で記述のある『IT利活用を推進するための新たな法制上の措置』に係る具体的な提案をしており、本件もその 一環として整備すべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
197	27年 11月2日	27年 12月9日	オンデマンド授業コン テンツにおける他者の著 作物利用の際の権利 制限規定の導入	[提案の具体的内容] オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける [提案理由] オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者が権利を持つ著作物を使用する場合、原則的にすべて権利者の許諾が必要となる。現行の著作権法では、学校教育の場では、許諾なく著作物の使用が認められているが、これは、あくまでも教室で行われる対面での授業のみを対象とした規定であり、インターネット上のサーバから公衆送信する形態をとる非対面のオンデマンド授業は対象となっていない。インターネットの活用により、従来の授業を変革して、双方向型の授業、反転授業等が模索される中、本規定はそのような流れを進める上での大きな障害となる。 政府は、日本再興戦略で、『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことを閣議決定していることから、上記は早急に見直しが必要である。 なお、当連盟は、日本再興戦略で言及のあった『IT利用を推進するための新たな法制上の措置』に係る具体的な提案を行っており、本件もその中の一環として整備されるべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	文部科学省
198	27年 11月2日	27年 12月9日	確定申告時の各種控 除申請の添付書類の 電子化	[提案の具体的内容] 法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を認める。 例；電子領収書（パソコン等の画面に表示された領収書データ）を出力した書類について、確定申告時の寄付金控除の添付書類として現行では認められていない。 ○提案理由 すべての業務が電子化されることで効率性を高めていく流れがある中で、行政手続き関係の電子化が進まないことは、中小企業、個人事業主をはじめ日本の法人の生産性が高まらない大きな要因になっている。また、電子政府が進められているが、目に見える形で国民への恩恵があらかになるようにする必要がある。 政府は、日本再興戦略として、『対面・書面交付原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことを閣議決定しており、当該方針に沿って本件も早急に見直すべきである。また、当該見直しにあたっては、マイナンバー制度の活用を積極的に検討してもらいたい。 なお、当連盟では、日本再興戦略で言及されている『IT利用を推進するための新たな法制上の措置』に係る具体的な提案を行っているため、本件もその一環として対応していただきたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
199	27年 11月2日	27年 12月9日	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	[提案の具体的内容] セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 (※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。 [提案理由] リバースエンジニアリングは、サイバーセキュリティに関連する産業を振興していく上で必要不可欠な作業であるものの、著作権法の取り扱いが必ずしも明らかでなく、事業者にとっては予見可能性がない。 上記の提案は、政府のサイバーセキュリティ戦略13ページにも明確に盛り込まれており、早急に進めるべきである。 なお、当連盟は、日本再興戦略で言及された『IT利活用を推進するための新たな法制上の措置』に係る具体的な提案をしているが、本件もその一環として実施されるべきものとする。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458	(一社)新経済連盟	文部科学省
200	27年 11月2日	27年 12月9日	包括的な権利制限規定の導入	平成26年6月閣議決定の規制改革実施計画にクラウドメディアサービスが含まれていることから、規制に該当すると考えられる。文化審議会著作権分科会で、プライベート・ユーザーアップロード型の枠内で行われる利用行為についてユーザー主体であり権利者の許諾を得ることは特段不要と再確認されたが、下記の未解決の問題がある。今後、議論をさらに積み重ね、問題の解決につなげるべく、制度の見直しが必要とされるべき。 米国で可能なネットやクラウドビジネスが日本ではできていないという実態がある。この点に関し知的財産推進計画2010(知的財産戦略推進本部策定)に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について規定の導入が提言され、2012年に著作権法が改正されたがいまだ不十分である。 技術の進歩により新たなサービスが想像を超える速さで次々と生まれてくる今日において、事業者が利便性の高いサービスを時宜に応じて提供し、世の中を豊かにしていくために、個別のニーズだけでなく、将来のビジネス環境の整備が必要である。 2014年度文化審議会著作権分科会では、「現に各サービスを行っている事業者」からのヒアリング等から「法改正を行うに足る明確な立法事実が認められなかった」と結論づけられたが、現行法における萎縮効果を払拭し、将来のビジネス環境の整備のための必要性があることを立法事実として捉え、法改正を行うことが必要。 ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急激に進展しているに伴い、事業者/ユーザが柔軟性のある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念されるため、米国だけではなく、台湾、フィリピン、スリランカ、シンガポール、イスラエル、韓国、マレーシアなど世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでおり、それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。権利者に不当な不利益を与えない範囲で、国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を『世界で最もイノベーションに適した国』にする」べく、著作権法の改革の断行が求められる。 著作権法への包括的な権利制限規定の導入による制度見直しを要望する。	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
201	27年 11月2日	27年 12月9日	時分割多元接続方式 広帯域デジタルコード レス電話が利用可能な周 波数の技術的條件の 見直し	(提案の具体的内容) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話(以下TDMA-NBと表記)の制御チャンネルの周波数割当を見直す。又は、デジタルコードレス電話の無線局とPHSの無線局との共用周波数を拡大する。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を共用周波数として追加していただきたい。 (提案理由) 平成25年度総務省電波利用状況調査において、平成24年度デジタルコードレス電話出荷台数の約95%を占める時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局(以下TDMA-WBと表記)は、TDMA-NBの制御チャンネルの電波を検出した場合には、利用可能な無線チャンネル数が六割減と大きく規制されるため、トラフィックの大きい事業所向け用途では目標接続品質を満足できずにその普及を妨げている。TDMA-WBは世界100以上の国や地域でグローバルに利用されており、超低消費電力向けのアプリケーションも実現可能であるため、CPS/IoTを現実的かつ経済的に実現する手段として期待されている。また、構内のM2Mトラフィックを集約し電気通信回線を経由したサービス提供が可能であるため、設備が固定設置されている、あるいは移動が限定的である場合には移動通信のオフロード手段として経済的に活用することができ、限りある電波資源を有効に利用することが可能となる。	(一社)電子情報技術産業協会	総務省
202	27年 11月2日	27年 12月9日	政府の情報システム調 達に関する改善要望	以下を推進していただきたい (1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-Ⅰ-1-(2)-(7)」) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-Ⅲ-3-(6)」) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」) (1)の入札制限は分離調達原則に則り、多くの案件で採用されている。しかし上流工程と下流工程で業者が異なることにより、作業の重複や責任の所在が曖昧となってプロジェクトリスクが増大する等の問題がある。(2)は「根拠1」において「限度の設定」を規定しているが、現実の調達案件ではこの制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」とあるが、実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)についても、契約金額も含めた開示を求められており、契約の守秘義務の観点からも問題である。(5)も一部の案件で中間支払いは為されているものの、長期のプロジェクトであってもプロジェクト終了時の一括支払いとなっている場合が散見される。 (1)を画一的に実施することは、調達リスクを高め、支出の無駄を生むことに繋がる。調達機会の増大に資する方策ではあるが、案件の性質を十分に踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に大きな影響を及ぼすため、是非とも改善していただきたい。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを大きく見積もる必要があるために国に提案をする金額が高くなり、結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する詳細な情報を求める国はないと理解している。 上記要望は調達の質を高め、またIT産業育成にも大いに貢献すると考える。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異でより厳しいと言わざるを得ない。これら改善が進めば、国際的にも整合する競争環境が整うと考える。	(一社)電子情報技術産業協会	内閣官房 総務省 経産省 財務省 産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
203	27年 11月2日	27年 12月9日	技能実習申請の簡素化	技能実習について、一定の条件のもとでの書類手続きの簡素化、本社でのグループ一括申請等をご検討いただきたい。 技能実習制度を活用し海外子会社の人員を受け入れているが、特に、子会社での在留資格認定申請で非常に時間がかかる。また、書類手続きが非常に煩雑である。本社での申請では概ねスムーズに受理いただけるが、子会社では、非常に時間がかかっている実態がある。 よりスムーズな海外からの人員受け入れが可能となる。	(一社) 電子情報技術産業協会	法務省
204	27年 11月2日	27年 12月9日	社会保険関連事務を業として行う場合の要件緩和	資本関係のあるシェアードサービス企業が、社会保険労務士法第二条に掲げる事務を業として行うことを可能にする法改正あるいは緩和適用等の特例措置。 昨今のビジネスアウトソーシングあるいはシェアードサービス化の潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えているが、社会保険関連業務に関しては上記法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できないこととなっており、給与と一体不可分である社会保険業務をあえて別の社会保険労務士に委託せざるを得ない状況となっている。 資本関係のない企業間での業務委託は現行法制の枠組みに従うことで違和感はないが、同企業グループ内でシェアードサービス会社を設けている場合は、その企業グループ内の社会保険業務はその特定企業で担うことができれば、より専門機能に特化した形で会社組織を編成でき、社員サービスの品質向上にも資すると想定されるため、この部分についての社会保険労務士法上の制約を例外的に緩和して頂きたい。 社会保険実務を委託するために、あえて別の社会保険労務士法人を選定する必要もなくなり、社会保険関連業務や給与計算業務等のシェアードサービス機能業務をより効率的に実施することが可能になる。	(一社) 電子情報技術産業協会	厚生労働省
205	27年 11月2日	27年 12月9日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の適用強化	[提案の具体的内容] 規制(省エネ法)と支援(予算・税制)の両面で省エネの取組みが促進されているが、一層の促進のため規制側からの観点で、達成の完全義務化と未達成時の対策措置徹底(①)及び規制対象事業者の範囲拡大(②)を提案。 [提案理由] ①エネルギー効率の改善そのものが努力目標で、その達成が義務づけられているわけではないため、達成の完全義務化と未達成時の対策措置徹底(追加の省エネ対策[省エネ機器の導入など]の実施とその報告)を順次導入。 (エネルギー使用の合理化の状況[エネルギー効率の改善など]が著しく不十分と認められた場合の罰則規定は存在するも、なかなか適用にまで至らないのが実情) ②現在、年間エネルギー使用量1500kl未満の中小事業者は、規制対象外。1社あたりのエネルギー使用量は少ないものの、事業者としては圧倒的な数があり、改善の余地は多い。中小事業者向け省エネ補助金施策等による支援と並行して、規制対象事業者の範囲を順次拡大(年間エネルギー使用量1000kl以上の事業者まで対象を拡大する等)していくことにより、中小事業者における省エネの取組みを促進。	(一社) 電子情報技術産業協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
206	27年 11月4日	27年 12月9日	外国人技能実習制度 の実習期間延長に伴う 「短期在留外国人の脱 退一時金」の見直し	[提案の具体的内容] 衆議院で閉会中審査となっている外国人技能実習制度の改正法案が成立し施行されれば、優良な管理団体等の実習期間が3年から5年に延長されることとされている。これに伴い、技能実習生の厚生年金の脱退一時金については、新制度における実習期間延長に対応したものとすべきである。 [提案理由] 現行の技能実習生の脱退一時金は、厚生年金保険法附則第29条に基づき「日本国籍を有しない者に対する脱退一時金」により支給されているが、支給額の計算において、支給率算定基礎の被保険者期間は36ヶ月を上限としている。したがって、実習期間が5年に延長された場合、36ヶ月を超える被保険者期間に納めた保険料が掛け捨てとなる。社会保障協定の非締結国の技能実習生にとって不利にならないように、支給率算定基礎の被保険者期間を60ヶ月まで延長すべきである。要望が実現した場合、実習期間延長拒否といった懸念が払拭される。	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省
207	27年 11月4日	27年 12月9日	特定活動 (アマチュアス ポーツ選手) の在留資 格の取得要件について	[提案の具体的内容] 特定活動の在留資格で、アマチュアスポーツ選手としての活動を行うための在留資格の取得要件について、『オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者』との要件があるが、競技 (ラグビーなど) によっては、国際的な競技会が主に2国間での開催となるものもある為、要件を「2国間以上の国際的な競技会」と明示していただきたい。 [提案理由] 外国人のアマチュアスポーツ選手の特定活動の在留資格の取得要件の一つとして、法務省告示で「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」と定められている。競技によっては国際的な競技会が主に2国間での開催となるものがあるが、これが要件に該当するか不明瞭なので、入国管理局の審査官によって判断が異なったり、東京の入国管理局に回されたり、審査期間が長くなったりしている。受入側にとっては、入社手続き等の事務手続きにも支障が生じ、入社および契約取り消しのリスクもあり得る。「オリンピック大会、世界選手権大会その他の「2国間以上の」国際的な競技会に出場したことがある者」と明示することで、在留資格の取得から、入社手続き、来日、選手登録を円滑に進めることができるほか、入社および契約取り消しのトラブルを回避できる。スポーツ界に将来有望な若手選手が来日することにより、日本人選手のレベルアップにつながる他、外国籍選手が日本代表になれる種目については、直接的な代表チーム強化にもつながる。	(一社) 日本経済団体連合会	法務省
208	27年 11月4日	27年 12月9日	外国人留学生の進学 時の待機期間における 資格外活動許可申請 の見直し	[提案の具体的内容] 外国人留学生の資格外活動許可による就労について、進学に伴い発生する卒業式から入学式までの期間についても資格外活動許可申請を認めるなどの制度の見直しをしていただきたい。 [提案理由] 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条によって、留学生の資格外活動許可による就労は、教育機関に在籍している間に限定されている。日本語学校を卒業して大学に入学をする際など、卒業式から入学式までの間については、留学の在留資格を持っても資格外活動許可が得られず、アルバイトで生計費を補っている留学生にとって収入が途絶えることになる。日本国内での進学が決まっている留学生に対しては、3月卒業から4月入学の間のような1ヶ月程度の進学のための待機期間については、資格外活動許可が継続的に認められるようにすべきである。	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
209	27年 11月13日	27年 12月9日	遊覧飛行（操縦体験） における	ヘリコプターを使用した 運送事業・航空機使用事業を行っております。 以前、名古屋空港にて「ソーラーインパルス」という海外からの航空機が着陸し、そのスタッフが「体が鈍るので訓練飛行をして欲しい。飛行ライセンス（免許）はFAA（米国・連邦航空局）のモノを持っている」との依頼がありましたが、現法令等により、事情を説明し、お断り致しました。 日本では、例え海外の飛行ライセンスを持っていようと 操縦練習許可書（約2週間）と訓練飛行エリア申請（約2週間）が必要で訓練を開始するのに最低4週間必要となります。その為、即飛行というのが出来ません。 また、操縦練習許可書を保有するには、日本国内にある指定された航空身体検査が実施可能な医療機関で検査を受けるコトが必要である為、予め海外での申請等は不可能であり、来日後の申請が必要で4週間の時間について短縮は出来ません。 航空先進国である米国では他国のライセンスを保有する者については 飛行教官同乗であれば、申請等無しで即飛行が可能です。 ただし、ソロフライト（1名での飛行は不可） 国により技量の違いがある等の事由だとは思いますが、ライセンサー（免許保有者）と確認出来れば、飛行訓練が簡単にできる等の規制緩和は出来ないでしょうか？ 爆買い等、インバウンドの方が騒がわれている一方、そういうお客様が熟成してくれば、物欲でなく、文化等の体験を愉しむという方向も増えてくると思われます。 その中で富裕層の方等は 操縦体験をしたい…等も 今後増えてくるかとも思います。 海外のライセンサーにおける練習許可書等の申請撤廃による即時飛行許可。 もしくは、海外ライセンサー訓練飛行を即時担当出来るという教育証明制度等、検討して頂ければ幸いです。 以上、ご検討の程 宜しくお願い致します	民間企業	国土交通省